

IV 参考資料

1. 労災保険制度のあらまし

1 労災保険とは

労災保険は、業務災害又は通勤災害により負傷、疾病、死亡等に対して被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行います。

また、被災労働者がふたたび職場に復帰できるようにリハビリテーションなどの措置や、被災労働者及び遺族の方のための援護等の社会復帰促進等も併せて行っています。

2 労働保険（労災保険と雇用保険）の適用と加入手続

労働保険に加入するには、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署に提出します（二元適用の場合、雇用保険のみの手続きは、ハローワークが提出です）。併せて、その年度分の労働保険料（保険関係が成立したその日からその年度末までの労働者に支払う賃金の見込額に保険率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付していただくこととなります。

なお、適用に関しては次のように区別されています。

（1）当然適用事業と暫定任意適用事業

当然適用事業とは

労働者を一人でも雇用して、事業を行っている次の暫定任意適用事業以外の事業をいいます。

暫定任意適用事業とは

農林水産の事業のうち、常時使用労働者数が5人未満の個人経営の事業のことをいいます。

なお、労災保険では、農業に限り事業主が特別加入する場合には、常時使用労働者数が5人未満であっても当然適用事業となります。

（2）一元適用事業と二元適用事業

一元適用事業とは

労災保険と雇用保険を一つの労働保険の保険関係として取り扱い、保険料の申告納付等を両保険一本で行うもので次の二元適用事業以外の事業をいいます。

二元適用事業とは

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別個に取り扱い、保険料の申告納付等を別々に行うもので、次の事業が該当します。

① 都道府県及び市町村が行う事業、② ①に準ずるものの事業、③ 港湾労働法の適用される港湾の運送事業、④ 農林水産の事業、⑤ 建設の事業

（3）船員保険制度の一部統合について

- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日に施行されたことに伴い、船員法第1条に規定する船員を雇用する事業が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の適用を受けます。
- ・ 労災保険率は個別、第2種特別加入保険料率とともに1000分の49(平成27年4月1日改定)となります。
- ・ 雇用保険率「一般の事業」に該当します。

3 労災保険給付について

種類	支給事由	内容
付療養（補償）給	業務上の事由（又は通勤）による負傷又は疾病で治療を要する場合	療養の給付又は療養費の支給 1. 診察 2. 薬剤又は治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療 4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う看護 5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う看護 6. 移送
休業（補償）給付	業務上の事由（又は通勤）による負傷又は疾病の療養により労働することができないため賃金を受けない場合	休業（補償）給付は休業 4 日目から 1 日につき給付基礎日額の 60%（他に休業 4 日目から 1 日につき給付基礎日額の 20% の特別支給金あり） 1. 療養のため賃金を受けない最初の 3 日間（待期間）は事業主が支払う。 2. 通勤災害の場合は、事業主に待期間の支払い義務なし。 3. 療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日以後、傷病（補償）年金を受ける者については、支給されない。
障害（補償）給付	業務上の事由（又は通勤）により負傷し又は疾病にかかり、その負傷又は疾病が治癒したときに身体に一定の障害が残った場合	障害（補償）給付には、障害（補償）年金と障害（補償）一時金とがある。年金は障害等級 1～7 級、一時金は 8～14 級に該当する場合に支給される。 1. 年金 給付基礎日額の 313 日分～131 日分（この他に特別支給金）が支給される。なお、年金の受給権者が死亡した場合すでに支給された年金の合計額が障害等級の額に満たないときには、その額との差額〔障害（補償）年金差額一時金〕。また、前払一時金の制度もある。 2. 一時金 給付基礎日額の 503 日分～56 日分（この他に特別支給金）が支給される。
遺族（補償）給付	業務上の事由（又は通勤）により死亡した場合	遺族（補償）給付には、遺族（補償）年金と遺族（補償）一時金の 2 種類があり、労働者の死亡当時の生計維持関係、死亡労働者との続柄、遺族の年齢等によっていずれか定まる。 1. 年金 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた遺族であり、妻以外の遺族にあつては一定の年齢又は厚生労働省令で定める障害の状態にある者のみが受給資格者とされている。 なお年金は、すべての受給資格者に支給されるものではなく最先順位の者（受給権者）に支給される。 年金の額はこの受給権者及びその者と生計を同じくする受給資格者の数に応じ、給付基礎日額の 245 日分～153 日分までの額（この他に特別支給金あり）。 2. 一時金 (1) 労働者の死亡当時遺族補償年金の受給資格者がいないとき、又は、 (2) 遺族補償年金の受給権者がその権利を失ったとき、他に年金の受給権者がなく、かつすでに支給された年金の額が給付基礎日額の 1,000 日分の額に満たないときに支給される。 その額は、(1) の場合には給付基礎日額の 1,000 日分（この他に特別支給金）が支給される）、(2) の場合には、1,000 日分から、すでに支給された年金額を差し引いた額。

種類	支給事由	内容
付) 葬祭料 給	業務上の事由(又は通勤)により死亡した労働者の葬祭を行う者に対して支給される	額は、31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合には、給付基礎日額の60日分)。
傷病 (補償) 年金	業務上の事由(又は通勤)により負傷又は疾病にかかった労働者が療養の開始後1年6ヵ月を経過した日以降に右の条件全てに該当するとき	1. その負傷又は疾病が治っていないこと。 2. その負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級(1級~3級)に該当すること。 上記1、2に該当し、その状態が継続している間支給される。 年金の額は、給付基礎日額の313日分~245日分(他に特別支給金として所定の額)
介護 (補償) 給付	障害(補償)年金及び傷病(補償)年金を受ける権利を有する者でその障害が厚生労働省令で定める程度の障害を残す者を常時又は随時介護を要する者に対して支給される。	支給額 1. 介護の費用として支出した額(ただし、常時介護は104,570円、随時介護は52,290円を上限とする。)が支給される。 2. 親族又は知人の介護を受けているとともに介護の費用を支出していない場合又は介護の費用として支出した額が常時介護56,790円、随時介護28,400円を下回る場合は、一律定額として常時介護は56,790円、随時介護は28,400円が支給される。

※上記の他、(事業主が実施する労働安全衛生法の規定に基づく)定期健康診断等において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された労働者に対し、「二次健康診断等給付」が、給付されます。(P33参照)

4 労災保険特別加入制度

労災保険は、労働基準法上の労働者を保護することを目的としていますが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して、特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

加入できる方の範囲は、次のとおりです。

(1) 中小事業主等

常時300人(金融業、保険業、不動産業、小売業については50人、サービス業、卸売業については、100人)以下の労働者を使用する事業主で労働保険事務組合に事務処理を委託する者及びその事業主が行う事業に従事する者

(2) 一人親方その他の自営業者

次の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする一人親方及びその者が行う事業に従事する者(通常は、家族従事者)

- 個人タクシー及び個人貨物運送業者
- 林業の一人親方等
- 建設業などの一人親方
- 医薬品の配置販売業者
- 漁船による自営漁業者
- 再生資源の取扱業者
- 船員法第1条に規定する船員

(3) 特定作業従事者

- 特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者
- 職場適応訓練従事者・事業主団体等委託訓練従事者
- 危険有害作業の家内労働者等
- 労働組合等の常勤役員
- 介護作業従事者

(4) 海外派遣者

独立行政法人 国際協力機構等から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者並びに国内の事業から海外支店等に派遣されて海外で行われる事業に従事する労働者及び国内の事業から海外の中小事業の代表者等として派遣される者

※ 加入は、労働保険事務組合等を通じて行うことになります

詳細については、最寄りの労働基準監督署又は神奈川労働局労働保険徴収課にお問い合わせください。(連絡先は、P110 参照)

2. 労働安全衛生関係機関と団体

1 県内の労働局及び労働基準監督署

名称	所在地	電話番号	管轄区域
神奈川県労働局	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二地方合同庁舎(8階)	045(211)7350(代)	全県
横浜南労働基準監督署	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二地方合同庁舎(9階)	045(211)7373(代)	横浜市のうち中区、南区、 港南区、磯子区、金沢区
鶴見労働基準監督署	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045(501)4968(代)	横浜市のうち鶴見区(川崎 南労働基準監督署管轄区域 を除く)
横浜北労働基準監督署	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎(3階)	045(474)1254(代)	横浜市のうち西区、神奈川 区、港北区、都筑区、緑区、 青葉区
横浜西労働基準監督署	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル(4階)	045(332)9311(代)	横浜市のうち瀬谷区、保土 ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄 区、泉区
川崎南労働基準監督署	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町 8-2	044(244)1271(代)	川崎市のうち川崎区、幸区、 横浜市鶴見区扇島
川崎北労働基準監督署	〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-21-9	044(820)3181(代)	川崎市のうち中原区、高津 区、宮前区、多摩区、麻生 区
横須賀労働基準監督署	〒238 - 0005 横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎(5階)	046(823)0858(代)	横須賀市、逗子市、三浦市、 三浦郡
平塚労働基準監督署	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎(3階)	0463(43)8615(代)	平塚市、秦野市、伊勢原市、 中郡
藤沢労働基準監督署	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎(3階)	0466(23)6753(代)	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、 高座郡
小田原労働基準監督署	〒250-0004 小田原市浜町 1-7-11	0465(22)7151(代)	小田原市、南足柄市、足柄 上郡、足柄下郡
厚木労働基準監督署	〒243-0018 厚木市中町 3-2-6 厚木 T ビル (5階)	046(401)1640(代)	厚木市、海老名市、座間市、 大和市、綾瀬市、愛甲郡
相模原労働基準監督署	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎(4階)	042(752)2051(代)	相模原市

2 労働災害防止団体等

名称	所在地	電話番号	主な活動内容
(公社)神奈川県労働安全衛生協会	〒231-8443 横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル	045(662)5965	技能講習・作業主任者講習・免 許資格養成講習等 能力向上教育・専門教育等 大会・研修会等及び情報提供

名称	所在地	電話番号	主な活動内容
建設業労働災害防止協会 神奈川支部	〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22	045(201)8456(代)	足場組み立て等作業主任者講習会 安全指導・安全衛生推進大会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館	045(472)1818	フォークリフト技能講習等 安全パトロール はい作業主任者講習等
港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部	〒231-0811 横浜市中区本牧ふ頭 1	045(622)5289	ストラドルキャリアー運転講習等 安全・衛生パトロール
林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川県支部	〒231-0033 横浜市中区長者町 9-149	045(261)3731	安全点検パトロール
(一社)横浜港湾労働者福祉協会	〒231-0017 横浜市中区港町 6-27 港町ビル内	045(681)2008	職業訓練講習会等 港湾労働者の労働実態調査等
働くもののいのちと健康を守る神奈川センター	〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9 かながわ労連内	045(212)5855(代)	安全衛生学校 労災職業病交流集会
(特非)神奈川労災職業病センター	〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町 20-9 サンコーポ豊岡 505 号	045(573)4289	労災職業病講座 職業病等に関する調査
(公社)神奈川県医師会 (産業医部会)	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1	045(241)7000	産業保健に関する調査・研究 産業医研修会
(独)労働者健康福祉機構 神奈川産業保健総合支援センター	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第6安田ビル3階	045(410)1160	産業保健に関する相談・研修・情報提供

3. 労働安全衛生関係問い合わせ先一覧

1 安全衛生関係

問い合わせ内容	問合せ先
労働安全衛生法等法令、規則、制度全般について	神奈川労働局 (横浜市中区北仲通 5-57) http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ 安全課 ☎045(211)7352 健康課 ☎045(211)7353 各労働基準監督署
クレーン、ボイラー、衛生管理者、潜水士等国家試験の受験について	受験申込先: 関東安全衛生技術センター (千葉県市原市能満 2089 番地) http://www.kanto.exam.or.jp/ ☎0436(75)1141 受験申請書用紙の配布のみ: (公社)神奈川労務安全衛生協会(横浜市中区相生町 3-63) http://www.roaneikyo.or.jp/ ☎045(662)5965
クレーン、ボイラー、衛生管理者、潜水士等免許の申請、書換、再発行について	神奈川労働局(横浜市中区北仲通 5-57) http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ 安全課 ☎045(211)7352 健康課 ☎045(211)7353
技能講習修了証の再交付・書替えについて	修了証を交付した各技能講習機関
作業主任者講習、技能講習、特別教育について	神奈川労働局長登録の各技能教習機関(登録・教習機関一覧表 P90 参照)

外国人労働者の安全衛生について英語・ポルトガル語・スペイン語による相談	神奈川県労働局（横浜市中区北仲通 5-57） http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ 監督課 TEL045(211)7351
労災保険特別加入制度について	神奈川県労働局（横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウエストビル 9 階） http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ 労働保険徴収課 TEL045(650)2802
産業保健指導・健康相談などについて	（独）労働者健康福祉機構 神奈川県産業保健総合支援センター http://www.sanpo-kanagawa.jp/ （横浜市中区鶴屋町 3-29-1 第6安田ビル3階） TEL045(410)1160 地域産業保健センター（詳細は P113 参照）
働く女性の母性健康管理について	神奈川県労働局（横浜市中区北仲通 5-57） http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ 雇用均等室 TEL045(211)7380

2 メンタルヘルス対策関係

問い合わせ内容	問い合わせ先
職場のメンタルヘルス対策について	神奈川県産業保健総合支援センター （横浜市中区鶴屋町3-29-1第6安田ビル3階） 045-410-1160 ※従業員50人未満で産業医の専任義務のない事業所で働く方のメンタルヘルス不調に関するご相談は、地域産業保健センター（P113）へお問い合わせください
	神奈川県かながわ労働センター （横浜市中区寿町1-4かながわ労働プラザ2階） 「働く人のメンタルヘルス相談」 045-633-6110（内線2718）
こころの健康についてお悩みの方のご相談について	こころの電話相談 0120-821-606
不安な気持ち、つらいことなどの相談について	横浜いのちの電話（相談専用） 045-335-4343
	川崎いのちの電話（相談専用） 044-733-4343
	東京自殺防止センター（相談専用） 03-5286-9090

3 職業性胆管がんの電話相談窓口

平成 24 年、印刷事業場での胆管がんの発生を受けて、厚生労働省は全国 561 の事業場を対象として一斉点検を行いました。その結果を受け、平成 24 年 7 月から、職業性胆管がんに関して、各種相談をされたい方のために専用の電話相談窓口（フリーダイヤル）が設けられています。事業所の情報、労災請求の手續等、行政（厚生労働省）に対する相談については、以下のとおりです。

	フリーダイヤル	受付時間
東日本にお住まいの方	0120-860-915	月曜日～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:00
西日本にお住まいの方	0120-616-700	

また、具体的な症状等医学的な観点から、産業保険の専門家へ相談をされたい方は以下のフリーダイヤル（労働者健康福祉機構）までお電話ください。

フリーダイヤル	受付時間
0120-688-224	火曜日、水曜日、木曜日 13:00～17:00

4. 産業保健支援サービス

労働人口の高齢化の進展に伴い、高血圧、虚血性心疾患などの疾病を有する労働者が増加しています。

県内の定期健康診断の結果を見ると労働者の約5割以上の方が有所見者となっています。また、産業構造の変化、技術革新の進展により労働者の精神的負担の割合が増加しています。

これらの背景の下、厚生労働省では「過労死」の予防に向けた総合的な健康確保対策を推進するため、平成5年度から、事業場における産業保健活動の支援を目的とした地域産業保健センターと、独立行政法人 労働者健康福祉機構による都道府県産業保健総合支援センターを設置しています。

1 地域産業保健センター事業について

産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の小規模事業場に対する産業保健支援サービスとして、厚生労働省が平成5年度から推進している地域産業保健センター事業は、平成9年度までに設置が完了し、県内では12か所に設置されています。

この事業は、平成8年10月の労働安全衛生法の改正により、小規模事業場の労働者の健康管理に対する国の支援事業と位置付けられ、小規模事業者も地域産業保健センターの利用等に努めることとされています。

神奈川県内の地域産業保健センター

設立年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
名 称	平塚 地域産業保健センター	湘南 地域産業保健センター	相模原 地域産業保健センター	三浦半島 地域産業保健センター
所 在 地	平塚市東豊田 448-3 平塚医師会内 TEL0463-52-0355	藤沢市藤沢 976-2 秀明 ビル 402 号 TEL0466-27-6238	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 2 階 相模原北メディ カルセンター事務局内 TEL042-703-3000	横須賀市新港町 1 - 11 横須賀市医師会館内 TEL046-822-3053
構 成 医 師 会	平塚市・秦野伊勢原・ 中郡各医師会	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ 崎各医師会	相模原市医師会	横須賀市・逗葉・三浦 市各医師会
管 轄 基 準 監 督 署	平塚労働基準監督署	藤沢労働基準監督署	相模原労働基準監督署	横須賀労働基準監督署

設立年度	平成8年度			
名 称	鶴見 地域産業保健センター	横浜北 地域産業保健センター	横浜南 地域産業保健センター	横浜西 地域産業保健センター
所 在 地	横浜市鶴見区鶴見中央 3-4 -22 鶴見区医師会内 TEL045-521-2738	横浜市神奈川区反町 1-8-4 は一 と友神奈川 3F 神奈川区医師会内 TEL045-313-9187	横浜市金沢区金沢町 48 金沢区三師会館内 TEL045-782-8785	横浜市戸塚区戸塚町 4711-1 オオエン矢沢ビル 3F304 号 TEL045-861-5600
構 成 医 師 会	鶴見区医師会	神奈川・西・港北・緑・ 都筑・青葉各医師会	磯子・金沢・港南・南・ 中各医師会	戸塚・旭・泉・栄・瀬 谷・保土ヶ谷各医師会
管 轄 基 準 監 督 署	鶴見労働基準監督署	横浜北労働基準監督署	横浜南労働基準監督署	横浜西労働基準監督署

設立年度	平成9年度			
名 称	県西 地域産業保健センター	県央 地域産業保健センター	川崎南 地域産業保健センター	川崎北 地域産業保健センター
所 在 地	小田原市久野 115-2 おだわら総合医療福祉 会館 4F TEL0465-66-6040	厚木市厚木町 6-1 厚木 市医療サポートセンタ ー内 TEL046-223-8072	川崎市川崎区榎木町 1-8 ニッコービル 4F402 号 TEL044-200-0668	川崎市高津区末永 1-44-24 川崎市上下水道局北部営業 センター1F TEL044-982-1383
構 成 医 師 会	小田原・足柄上各医師 会	厚木市・座間綾瀬・大和 市・海老名市各医師会	川崎市医師会	川崎市医師会
管 轄 基 準 監 督 署	小田原労働基準監督署	厚木労働基準監督署	川崎南労働基準監督署	川崎北労働基準監督署

以下の各サービスのご利用にあたっては、各地域産業保健センターへの事前の申込みが必要です。

地域産業保健センターの産業保健サービスについて

事業主の方へ

ア 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のために必要な措置について、医師からの意見を聴くことができます。

イ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

健康診断の結果、「血中脂質検査」等生活習慣病に係る項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供を行います。

ウ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

エ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

労働者の方へ

労働者の方は個人で次のサービスを受けることができます。

オ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

カ メンタルヘルス不調に関する相談・指導

キ 長時間労働者による疲労や健康不安に関する面接指導

2 都道府県産業保健総合支援センターについて

職場における産業保健活動を一層活発にしていくためには、事業主の理解はもとより、幅広い産業医学に精通した産業医を中心とした産業保健関係者の役割が重要です。

そこで、産業保健関係者が、事業場における労働衛生管理の現状、労働者の健康状態を踏まえて、最新の産業医学、労働衛生工学等の知見に基づく支援機能の充実を図る

必要があります。このため、独立行政法人 労働者健康福祉機構において、都道府県産業保健総合支援センターの設置運営が行われています。

神奈川県においては、平成8年6月に、神奈川産業保健総合支援センターが開設されています。

所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第6安田ビル3階

電話 045-410-1160 ホームページ <http://www.sanpo-kanagawa.jp/>

都道府県産業保健総合支援センターの事業内容

ア 地域産業保健センター事業への協力・支援

イ 相談事業…窓口相談、実地指導

ウ 産業保健情報の収集提供等…情報バンクの整備、情報誌の発行、調査研究

エ 産業医等に対する研修の実施、支援

オ 産業保健に関する広報啓発

地域産業保健センター及び神奈川産業保健総合支援センターへの相談及び個別訪問指導は無料です。詳しくは、各センターまたは神奈川労働局・各労働基準監督署にお問合せください。
(P110 参照)

5. 当ガイドブックで扱う指針等一覧

・労働者の心の健康の保持増進のための指針の概要	2
・職場のいじめ・いやがらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ 報告の概要	9
・職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言の概要	11
・心理的負荷による精神障害の認定基準	12
・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置（概要）	23
・脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定 基準の概要	27
・交通労働災害防止のためのガイドラインについて（概要）	34
・VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（概要）	39
・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染する ための業務等にかかる電離放射線障害防止規則の概要	42
・労働安全衛生法以外の石綿関係法令	55
（1）大気汚染防止法（大防法）	
（2）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	
（3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	
（4）建築基準法	
・職場におけるエイズ問題に関するガイドラインの概要	60
・職場における腰痛予防対策指針の概要	62
・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	83
・危険性又は有害性等の調査等に関する指針	85
・事務所衛生基準規則	93
・労働衛生法規に定められた健康診断の概要一覧表	95
・事業場が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針 の概要	104

* 「ストレスチェックの創設」等のメンタルヘルス対策の詳細については、
情報ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）へ

* 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」については、厚生労働省ホームページ
（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053525.html>）へ

6. かながわ労働センター及び支所

かながわ労働センター

かながわ労働センター本所
 労働相談110番 **045(662)6110**
 〒231-8583横浜市中区寿町1-4
 横浜市、横須賀市、鎌倉市、
 逗子市、三浦市、葉山町
 JR石川町駅中華街口（北口）徒歩3分

川崎支所

川崎支所
044(833)3141(代)
 〒213-0001川崎市高津区溝口1-6-12
 川崎市
 JR武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線溝ノ口駅徒歩5分

県央支所

県央支所
046(296)7311
 〒243-0004厚木市水引2-3-1
 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、
 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
 小田急線本厚木駅徒歩15分

湘南支所

湘南支所
0463(22)2711(代)
 〒254-0073平塚市西八幡1-3-1
 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、
 南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、
 松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
 JR平塚駅北口徒歩20分

かながわ労働センター及び支所での業務内容

- 労働相談
 - ・ 電話又は来所で労働に関する各種相談に応じます。
 - ・ メンタルヘルス相談はかながわ労働センターで実施します。
 - ・ 外国人労働相談はかながわ労働センター（スペイン語、中国語）、県央支所（ポルトガル語、スペイン語）で実施します。
- 労働教育
- 労働環境の改善
- 労働情報の収集・発信

労働安全衛生ガイドブック

発行日：平成28年3月

編集・発行：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

TEL 045-210-5739 (ダイヤル)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
